

・重点整備地区における移動円滑化の整備方針

1 . 重点整備地区における移動円滑化の整備方針とは

本構想の基本理念と基本方針に基づき、特定旅客施設を中心とした一定の地区を重点整備地区として定め、移動円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進します。

この重点整備地区における移動円滑化の整備方針は、交通バリアフリー法第6条の規定に基づく移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（交通バリアフリー基本構想）です。

2 . 目標年次

重点整備地区における移動円滑化の整備方針の目標年次を平成22年（2010年）とします。

また、社会情勢の変化、関連計画等の見直し、整備状況や地域の実態等を踏まえ、必要な場合には見直すものとします。

3 . 特定旅客施設

特定旅客施設とは、旅客施設のうち1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれるなどの要件に該当する旅客施設です。

伊勢原駅及び愛甲石田駅はいずれも1日当たりの平均的な利用者数が、約50,000人であり、特定旅客施設の要件に該当しています。



伊勢原駅



愛甲石田駅



伊勢原駅改札内

4. 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区とは、特定旅客施設を中心として、移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区です。

重点整備地区の位置は、伊勢原駅及び愛甲石田駅を中心とした地区とし、その区域は、駅を中心としたおおむね1km圏（徒歩圏）において、高齢者や身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる公共施設や大規模店舗などの所在地を考慮して定めます。

(1) 伊勢原駅周辺地区

伊勢原駅における1日当たりの平均的な利用者数は、51,567人となっています。

伊勢原駅周辺地区は本市の中心となる地区であり、駅周辺には大規模店舗や商店街があり、市役所等の公共施設が位置する行政センター地区を含んでいます。

また、鉄道利用者も多い東海大学医学部附属病院、伊勢原協同病院などがあり、バリアフリー化を進めることが特に必要です。

このため、別図に示す伊勢原駅周辺地区を重点整備地区として定めます。

【主要施設】

伊勢原市役所、市役所分室、青少年センター、市民文化会館、図書館・子ども科学館、伊勢原郵便局、企業庁水道局、東海大学医学部附属病院高度救命救急センター、東海大学医学部附属病院、伊勢原協同病院、すこやか園、北コミュニティセンター、南コミュニティセンター、伊勢原シティプラザ、中央公民館、千津ふれあい公園、伊勢原警察署、消防本部、武道館、下原公園、金山公園、金融機関、大規模店舗等



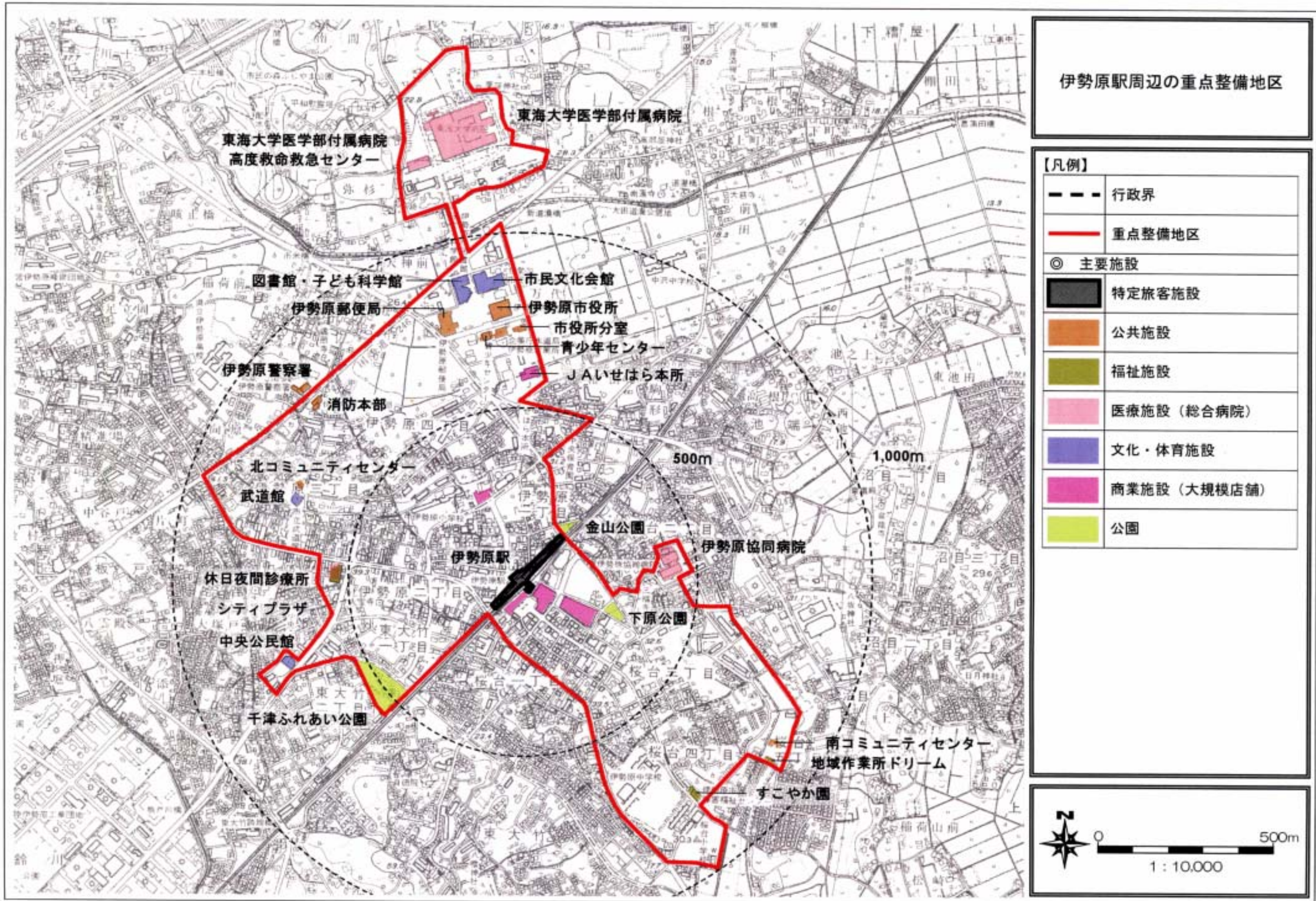
市役所周辺



駅南口周辺



駅北口周辺



(2) 愛甲石田駅周辺地区

愛甲石田駅における1日当たりの平均的な利用者数は47,573人となっています。

駅周辺には、石田窓口センター、成瀬コミュニティセンター、県立伊勢原養護学校等がありますが、その他の公共施設や大規模店舗はありません。

しかし、愛甲石田駅は、多くの市民が日常生活等において利用する駅であり、神奈川リハビリテーション病院や七沢リハビリテーション病院脳血管センターへのバスの乗換駅（ただし、バス発着所は厚木市域内）であることから、駅の利用者が多くなっています。

さらに、愛甲石田駅周辺地区は、「厚木市移動円滑化基本構想」においてバリアフリー化を図る重点整備地区として定められていることから、厚木市との連携によりバリアフリー化を進めることが必要です。

このため、別図に示す愛甲石田駅周辺地区を重点整備地区として定めます。

【主要施設】

石田窓口センター、成瀬コミュニティセンター、県立伊勢原養護学校、城ノ腰公園、金融機関、店舗等



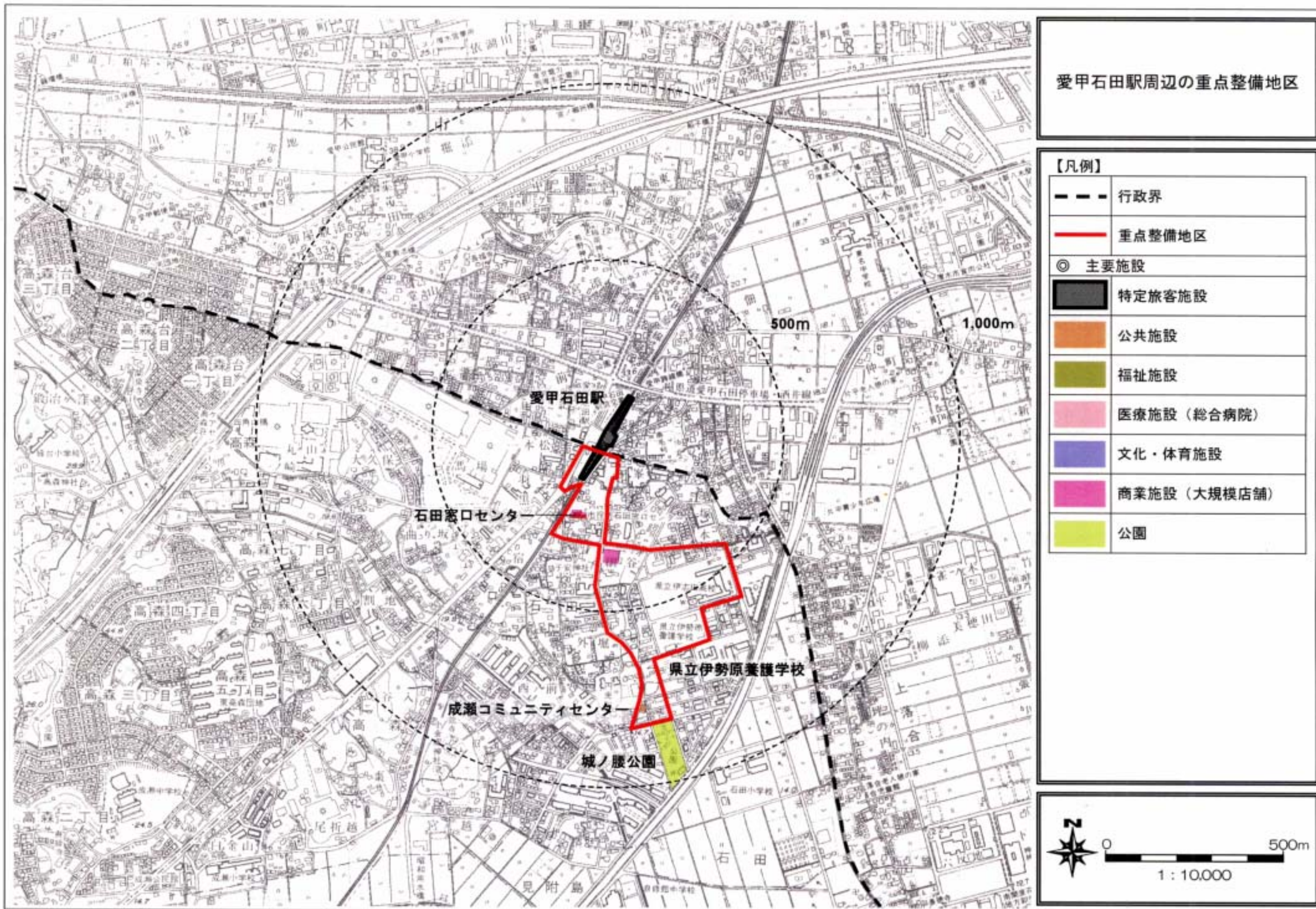
駅北口周辺



県立伊勢原養護学校



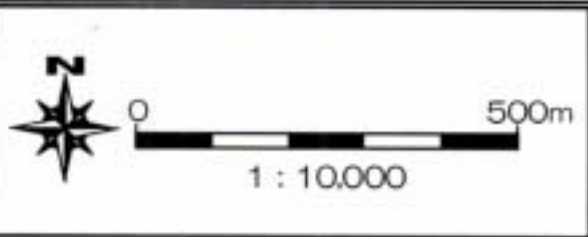
駅南口からの展望



愛甲石田駅周辺の重点整備地区

【凡例】

---	行政界
—	重点整備地区
◎	主要施設
■	特定旅客施設
■	公共施設
■	福祉施設
■	医療施設（総合病院）
■	文化・体育施設
■	商業施設（大規模店舗）
■	公園



5 . 特定経路等

(1) 特定経路

特定経路とは、重点整備地区内で、特定旅客施設から公共施設、福祉施設など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設までを結ぶ経路です。

特定経路は、原則として、平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定められた基準に適合した整備を実施する経路です。

表 特定経路を構成する道路の路線名

【伊勢原駅周辺】

伊勢原駅北口～行政センター地区～東海大学医学部附属病院、伊勢原警察署

路 線 名	管 理 者
国道246号	国土交通省
県道22号（横浜伊勢原線）	神奈川県
県道44号（伊勢原藤沢線）	
市道2号線	伊勢原市
市道159号線（都市計画道路伊勢原駅前線）	
市道315号線	
市道754号線	

伊勢原駅北口～伊勢原シティプラザ、中央公民館

路 線 名	管 理 者
県道61号（平塚伊勢原線）	神奈川県
市道159号線（都市計画道路伊勢原駅前線）	伊勢原市
市道129号線	
市道268号線	



国道 246 号



県道 61 号（平塚伊勢原線）



市道 2 号線

伊勢原駅南口～伊勢原協同病院

路 線 名	管 理 者
県道44号（伊勢原藤沢線）	神奈川県
県道61号（平塚伊勢原線）	
市道70号線	伊勢原市
市道71号線（都市計画道路牛塚下原線）	

伊勢原駅南口～障害福祉センター（すこやか園）

路 線 名	管 理 者
市道70号線	伊勢原市



県道 44 号（伊勢原藤沢線）



市道 71 号線
（都市計画道路 牛塚下原線）

【愛甲石田駅周辺】

愛甲石田駅南口～県立伊勢原養護学校

路 線 名	管 理 者
市道89号線	伊勢原市



市道 89 号線

(2) 準特定経路

準特定経路とは、本来であれば特定経路として位置付け、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を進めるべき経路ですが、現時点では、地域の実情や地形の状況等により、平成22年までに歩道等の構造を基準に適合するよう整備することが難しいと考えられる経路です。

今後の見直しの際に、関係路線等の整備の進捗状況に応じて、特定経路とするものです。

表 準特定経路を構成する道路の路線名

【伊勢原駅周辺】

行政センター地区～伊勢原シティプラザ、中央公民館

路 線 名	管 理 者
市道314号線	伊勢原市
都市計画道路田中笠窪線	

伊勢原駅南口～伊勢原協同病院

路 線 名	管 理 者
県道44号（伊勢原藤沢線）	神奈川県
市道145号線	伊勢原市

伊勢原駅南口～障害福祉センター（すこやか園）

路 線 名	管 理 者
市道70号線	伊勢原市

【愛甲石田駅周辺】

愛甲石田駅南口～県立伊勢原養護学校

路 線 名	管 理 者
市道60号線	伊勢原市
市道62号線	
市道934号線	



市道 70 号線



市道 934 号線

(3) 歩行者ネットワーク経路

歩行者ネットワーク経路とは、平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を行うことが難しいと考えられるため、中長期的にバリアフリー化を推進する経路です。

歩行者ネットワーク経路については、既存施設の改良などにより、できる限りバリアフリーに配慮した整備に努めます。

表 歩行者ネットワーク経路を構成する道路の路線名

【伊勢原駅周辺】

伊勢原駅北口～行政センター地区～東海大学医学部付属病院、伊勢原警察署～武道館

路 線 名	管 理 者
県道44号（伊勢原藤沢線）	神奈川県
市道104号線	伊勢原市
市道117号線	
市道122号線	
市道123号線	
市道164号線	
市道313号線	
市道314号線	
市道316号線	
市道317号線	
市道318号線	

伊勢原駅北口～伊勢原シティプラザ、中央公民館

路 線 名	管 理 者
県道22号（横浜伊勢原線）	神奈川県
市道72号線	伊勢原市
市道272号線	



市道 318 号線



市道 272 号線

伊勢原駅南口～伊勢原協同病院、障害福祉センター（すこやか園・地域作業所ドリーム）

路 線 名	管 理 者
県道44号（伊勢原藤沢線）	神奈川県
県道61号（平塚伊勢原線）	
市道67号線	伊勢原市
市道70号線	
市道186号線	
市道324号線	
市道1058号線	
市道1067号線	
市道1077号線	



市道 1067 号線



市道 1077 号線

【愛甲石田駅周辺】

愛甲石田駅南口～県立伊勢原養護学校

路 線 名	管 理 者
市道89号線	伊勢原市
市道61号線	
市道776号線	
市道793号線	
市道932号線	
市道934号線	

愛甲石田駅南口～石田窓口センター

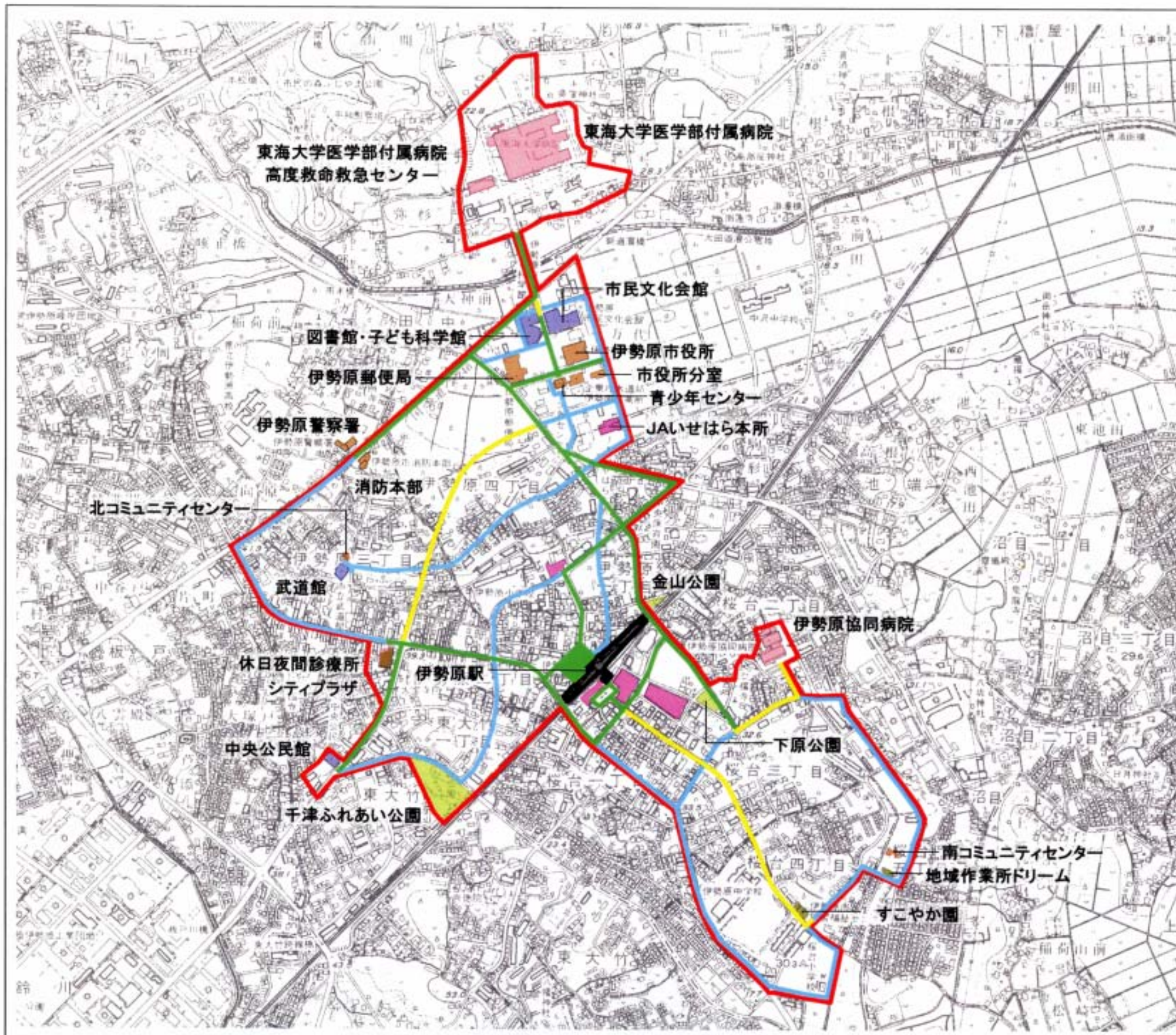
路 線 名	管 理 者
県道604号（愛甲石田停車場酒井線）	神奈川県
市道788号線	伊勢原市



市道 89 号線



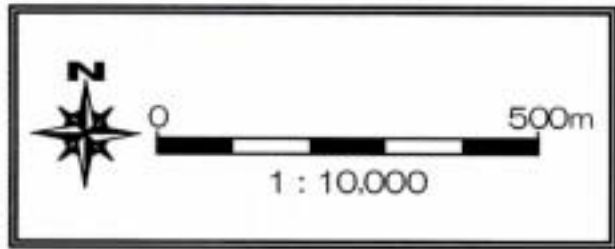
市道 932 号線

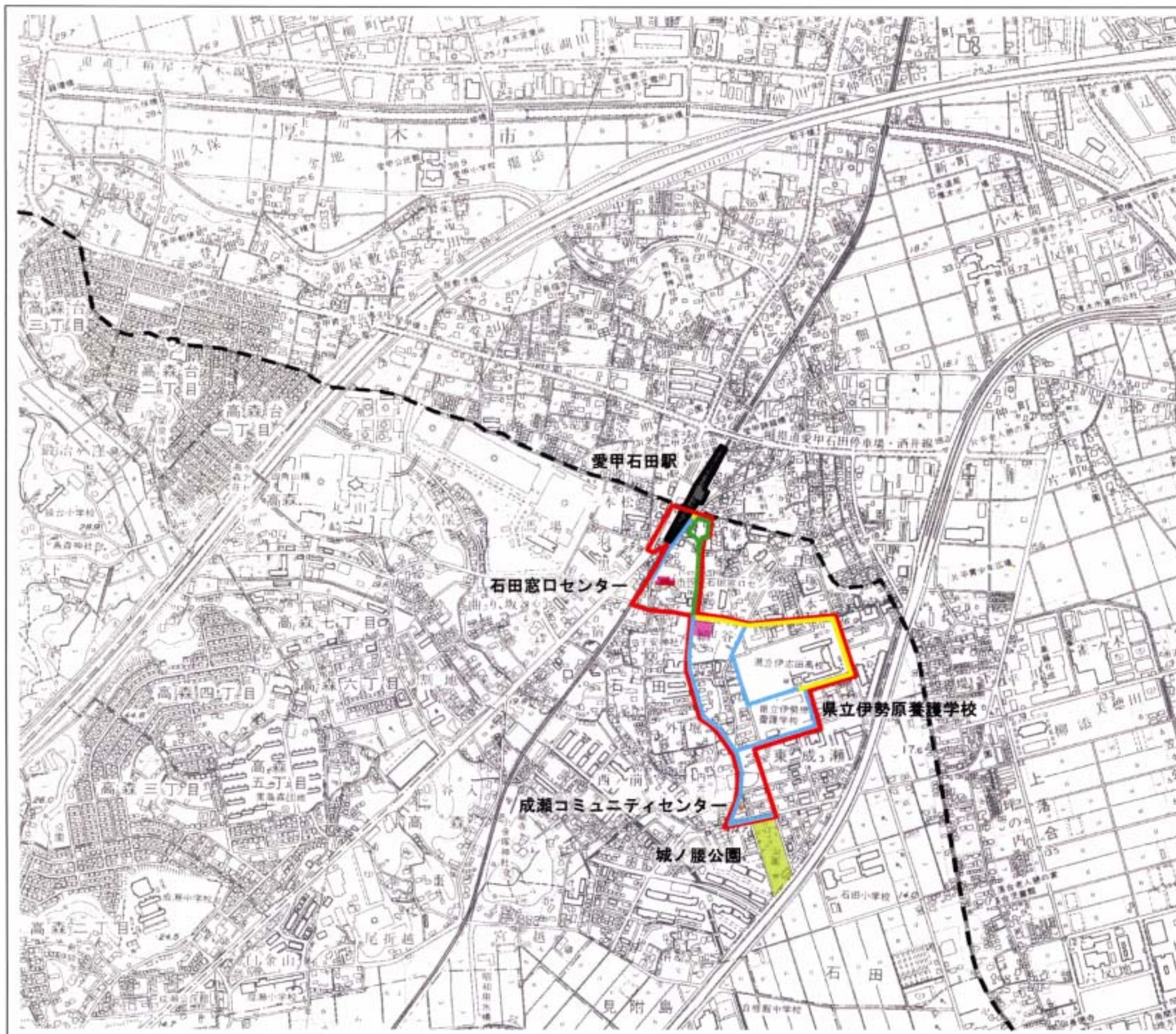


伊勢原駅周辺
重点整備地区と特定経路

【凡例】

---	行政界
—	重点整備地区
◎	ルート
—	特定経路
—	準特定経路 (目標年次以降に整備)
—	歩行者ネットワーク経路 (できるだけバリアフリーに配)
◎	主要施設
■	特定旅客施設
■	公共施設
■	福祉施設
■	医療施設(総合病院)
■	文化・体育施設
■	商業施設(大規模店舗)
■	公園

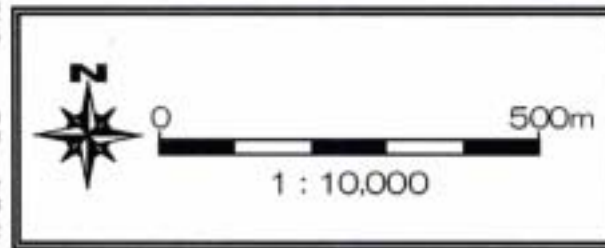




愛甲石田駅周辺
重点整備地区と特定経路

【凡例】

---	行政界
—	重点整備地区
◎	ルート
—	特定経路
—	準特定経路 (目標年次以降に整備)
—	歩行者ネットワーク経路 (できるだけバリアフリーに配)
◎	主要施設
■	特定旅客施設
■	公共施設
■	福祉施設
■	医療施設(総合病院)
■	文化・体育施設
■	商業施設(大規模店舗)
■	公園



6. 実施すべき特定事業・その他の事業

(1) 公共交通特定事業

交通バリアフリー法では、旅客施設及び車両等のバリアフリー化、案内情報の適切な提供、職員に対する教育訓練等について公共交通事業者等が講ずべき措置として規定されています。

現況のバリアフリー化の状況を踏まえて、本構想に基づく公共交通事業者としての鉄道事業者（小田急電鉄株式会社）、バス事業者（神奈川中央交通株式会社）の公共交通特定事業の内容を次のとおり定めます。

1) 鉄道事業者に関すること

伊勢原駅及び愛甲石田駅の利用状況や整備状況を踏まえ、安全かつ円滑に移動できるようにバリアフリーに配慮した整備を推進するとともに、職員に対する教育訓練の充実を図ります。

【駅構内のバリアフリー化】

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの適正な設置
- ・ エレベータ等の設置
- ・ 自動券売機のバリアフリー対応
- ・ 伊勢原市の伊勢原駅自由通路整備事業との整合

【職員のバリアフリー対応】

- ・ 職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

2) バス事業者に関すること

利用状況や施設の整備状況を踏まえ、車両等のバリアフリー化、職員に対する教育訓練の充実を図ります。

【車両等のバリアフリー化】

- ・ 低床化バス車両の導入
- ・ 車両内車いすスペースの設置
- ・ 車外放送装置による行き先案内の実施
- ・ 車両行き先表示の視認性向上

【職員のバリアフリー対応】

- ・ 職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

(2) 道路特定事業

道路特定事業については、歩道の設置、歩道の平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進します。

【安全な歩行者空間の確保等】

- ・歩道の設置
- ・滑りにくく、水はけのよい舗装による歩道の整備
- ・歩道の勾配や段差等の改善による連続的な路面の平坦化の整備
- ・交差点部等での歩道と車道との段差の改善及びセーフティブロックの設置
- ・細目の排水溝グレーチングへの交換及び郊外地用甲蓋の床版化の整備
- ・歩道内車止めの視認性の向上等

【視覚障害者のための適切な案内】

- ・沿道施設へ適切な誘導が図れる視覚障害者誘導用ブロックの設置

(3) 交通安全特定事業

音響式信号機等の設置、違法駐車を取り締まり等、安全かつ円滑に移動できるようにバリアフリー化を推進します。

【信号機等の設置】

- ・音響式信号機等の設置

【歩行者空間の確保】

- ・違法駐車を取り締まりの強化
- ・違法駐車防止に関する広報、発活動の推進

【歩行者交通の円滑化】

- ・交通規制の実施
- ・標識、標示の視認性の確保

(4) その他の事業

1) 駅前広場等に関する事業

特定経路となる伊勢原駅北口駅前広場、愛甲石田駅南口駅前広場については、利用者が安全かつ円滑に利用できるようにバリアフリーに配慮した整備を進めます。

伊勢原駅北口整備事業

- ・ 駅北口へのアクセス道路を整備し、歩道と車道との分離による歩行空間の整備
- ・ 駅前広場に身体障害者乗降スペースの配置やペDESTリアンデッキを設置し、駅自由通路への接続など交通結節点における安全で円滑な移動を行えるよう歩行空間の整備
- ・ 都市計画駐車場に身体障害者用駐車スペース等を設置し、バリアフリーに配慮した整備

ペDESTリアンデッキとは、歩行者のための高架の通路です。

伊勢原駅自由通路整備事業

[事業主体：伊勢原市]

- ・ 駅南北を連絡する自由通路を拡幅整備し、エスカレータ等を設置し、駅南北間の移動者並びに駅利用者の安全で快適な歩行空間の整備

愛甲石田駅南口駅前広場整備事業

[事業主体：伊勢原市]

- ・ 駅南口に駅前広場を新設し、これに通じるアクセス道路(市道89号線)の整備
- ・ 駅前広場にバス、タクシー乗り場、送迎車乗降スペース等の設置を計画

2) 準特定経路に関する事業

重点整備地区における準特定経路については、道路特定事業の実施に引き続いて、地域の実情や地形的な状況を考慮しつつ、歩行者が安全かつ円滑に通行できるよう歩道空間の確保等バリアフリーに配慮した整備を推進します。

- ・歩道の設置
- ・滑りにくく、水はけのよい舗装による歩道の整備
- ・歩道の勾配や段差等の改善による連続的な路面の平坦化の整備
- ・交差点部等での歩道と車道との段差の改善及びセーフティブロックの設置
- ・細目の排水溝グレーチングへの交換及び郊外地用甲蓋の床版化の整備
- ・歩道内車止めの視認性の向上等
- ・沿道施設へ適切な誘導が図れる視覚障害者誘導用ブロックの設置

3) 歩行者ネットワーク経路に関する事業

重点整備地区における歩行者ネットワーク経路については、中長期的に特定経路に準じたバリアフリー整備を推進します。また、地域の実情や利用状況に応じ、現状の問題点に対応した補修整備を推進します。

- ・滑りにくく、水はけのよい舗装による歩道の整備
- ・歩道の勾配や段差等の改善による連続的な路面の平坦化の整備
- ・交差点部等での歩道と車道との段差の改善及びセーフティブロックの設置
- ・細目の排水溝グレーチングへの交換及び郊外地用甲蓋の床版化の整備
- ・歩道内車止めの視認性の向上等
- ・沿道施設へ適切な誘導が図れる視覚障害者誘導用ブロックの設置

4) 歩道上障害物の対策

重点整備地区の特定経路等の整備等に合わせ、歩道上障害物の対策を推進します。

- ・放置自転車対策の実施
- ・自転車等駐輪場の整備の推進
- ・看板、商品等の歩道上障害物の解消に関する広報、啓発及び防止対策

5) バリアフリーの啓発

重点整備地区の特定経路等の整備等に合わせ、バリアフリーの啓発を推進します。

- ・市民参加による障害者福祉啓発イベントの実施
- ・市民による「福祉のまちづくり点検」活動の推進